

平成31年度「みやざきNPO・協働支援センター事業」
業務委託等企画募集要領

1 目的

多様化・複雑化する地域課題に対処し、自立的で持続的な地域経営を継続・発展させていくためには、県民、NPO、地域づくり団体など多様な主体が地域に関心を持ち、それぞれの主体性・自発性のもとに協働して活動することが必要です。

このため、宮崎県では、みやざきNPO・協働支援センター（以下「センター」という。）を設置し、県民、NPO、地域づくり団体など地域支援活動を担う様々な主体が実施する多様な活動や協働の推進等を支援するみやざきNPO・協働支援センター事業を実施します。

2 施設の概要

所在地	宮崎グリーンズフィア壱番館（愛称：KITENビル）3階 みやざきNPO・協働支援センター（58.79坪）
住所	宮崎市錦町156-3（宮崎市錦町1-10）
内容	事務局スペース、情報スペース、活動支援スペース、相談室

3 企画募集の内容

みやざきNPO・協働支援センター事業を構成する次の「(1) 協働推進事業」及び「(2) NPO活動支援事業」について企画を募集します。

(1) 協働推進事業（委託事業）

センターにおいて実施する次の業務とし、このうち①から⑤についての実施計画案（具体的な実施手法、大まかなスケジュール、周知方法等を含む。）を作成ください。

- ① 相談対応及びサポート
 - ・協働・地域づくり・NPO活動に関する相談への助言、関係団体等の紹介
 - ・協働・地域づくり・NPO活動への支援・協力
- ② 協働・地域づくり・NPO研修
 - ・協働・地域づくり・NPOへの理解促進や活動推進のための県民向けの研修会の開催
 - ・県内の市民活動支援センター等の中間支援組織、宮崎県地域づくりネットワーク協議会等が実施する研修会等への協力
 - ・地域で開催される研修会等への講師紹介、派遣
- ③ 県が行う施策への協力
 - ・県が実施する事業（県職員等に対する協働に関する研修、出前相談など）との連携・協力を図り、相互の相乗効果の創出を図ること
- ④ 情報提供
 - ・協働を実践する団体・地域づくり団体・NPO活動に関する情報提供等

- ⑤ 応募団体からの提案
 - ・ソーシャルビジネス支援に関する業務
 - ・協働・地域づくり・NPOの支援拠点となるセンターとして、利用が増えるしかけづくりの提案
 - ・県民等に対する協働の意義や目的の定着に向けた普及啓発に資する提案
- ⑥ 活動支援スペースによる支援
 - ・活動支援実施要領に基づく団体活動等の支援業務
- ⑦ センターの運営
 - ・センターの日常管理に関すること
 - ・その他施設の管理に関して必要なこと
 - ・相談内容、相談件数、利用者数等に関する県への集計データ報告
- ⑧ 上記①から⑦の事業に附帯する業務

(2) NPO活動支援事業（補助事業）

センター等において実施する次の業務についての実施計画案（具体的な実施手法、大まかなスケジュール、周知方法等を含む。）を作成ください。

- ① 相談対応及びサポート
 - ・NPO法人の設立やNPO等の運営に関する相談への助言
 - ・専門的・具体的な相談に対するアドバイザー等の紹介、派遣
 - ・認定NPO法人制度に関する支援
- ② 中間支援組織間のネットワーク構築
 - ・県内の中間支援組織のネットワークの構築
 - ・県内の中間支援組織の機能強化
- ③ ②のネットワークを活用し、当センターが核となり、全県的な課題を解決する新たな基盤づくりへの取組（例：防災における官民ネットワーク、フードバンク等）
- ④ NPO企画力等の向上に資する研修
 - ・県内のNPO等が行政の公募事業や助成財団等の助成事業に選定される企画力の向上などNPO等の資金・人材・運営・活動面を強化するための研修会等の開催（なお、うち1回は、国庫補助の趣旨に鑑み、地域における生活困窮者支援に資する研修を実施すること。）
- ⑤ 活動基盤の強化に関するサポート体制の構築
 - ・県内のNPO等が、自主事業やファンドレイジング等により活動基盤を強化するためのサポート体制の構築

4 応募資格

応募者は、法人（営利・非営利を問わない。）で次の要件を満たす必要があります。

- (1) 宮崎県内に事務所及び主たる活動拠点を有すること。
- (2) 活動実績が1年以上あること。
- (3) 宗教活動や政治活動を活動の目的としていないこと。

- (4) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 国、県、市町村等が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

5 業務期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで

6 事業の予算額

予算の限度額 14,174千円

（内訳）

・協働推進事業

委託料 6,174千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。

・NPO活動支援事業

補助金 8,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とし、補助率は10/10以内とします。

詳細な補助条件等については、共助の基盤づくり事業補助金交付要綱を参照ください。

なお、この事業は国（厚生労働省）の所管する補助金を活用するため、補助金制度の変更や国との協議などにより補助額が減額になることや補助対象とならない場合があります。この場合、当該事業に係る費用は応募者の負担となります。

7 支出対象経費等

対象経費は、概ね次の経費とします。

- (1) 人件費（給料・報酬・賃金、共済費、手当等）
- (2) 報償費（外部人材アドバイザー謝金等）
- (3) 旅費交通費（施設外での取組に係る旅費交通費・燃料費等）
- (4) 需用費（消耗品費等）
- (5) 役務費（通信運搬費、広告、手数料、保険料等）
- (6) 使用料及び賃借料（事務機器等リース経費等） など

8 募集要領・企画提案書受付

(1) 企画募集要領の配布等

企画募集要領及び応募書類の配布期間は、平成31年2月21日（木）から平成31年3月7日（木）までとし、次の場所で入手できます。

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課

協働推進担当（宮崎県庁本館3階）

また、県のホームページからダウンロードできます。

〔県ホームページ〕 <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>

トップ〉 目的から探す〉 採用・資格・試験・募集〉 その他募集

(2) 企画募集説明会

- ・日 時 平成31年2月26日（火）午後2時から1時間程度
- ・場 所 県庁総合政策部会議室（1号館4階）
- ・参加方法 別紙【企画募集説明会参加申込書】に必要事項を記入の上、平成31年2月25日（月）午後5時までに、「12 問い合わせ先」までファックス又は電子メールでお申し込みください。

説明会への出欠にかかわらず応募することは可能ですが、応募を予定している場合は、できる限り参加してください。

(3) 質問事項の対応

- ・受付期間 平成31年2月21日（木）から平成31年2月28日（木）午後5時まで
- ・受付方法 別紙【質問書】により、「12 問い合わせ先」までファックス又は電子メールで提出してください。（口頭、電話による質問の受付は行いません。）
- ・回答方法 質問者及び（2）の企画募集説明会の参加者全員にファックス又は電子メールにより随時回答します。

(4) 応募書（企画提案書等）の提出先

持参又は郵送（書留郵便又は同等の手段）により、（5）の提出期限までに次の場所に提出してください。

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課

協働推進担当（宮崎県庁本館3階）

(5) 応募書（企画提案書等）の提出期限

平成31年3月7日（木）午後5時まで（必着）

(6) 応募書（企画提案書等）について

・提出書類

協働推進事業（センター事業）

① 応募書【様式第1号】

② 企画提案書【様式第2号】

3年程度の中長期的ビジョンに基づき、どのようにNPO等との多様な主体による協働の推進や地域づくり・地域活性化などの取組を進めていくのが分かるように作成してください。なお、今回委託するのは平成31年度の業務であり、複数年度にまたがって委託を決定するものではありません。

③ 収支計画書【様式第3号】

④ 応募者の概要を説明する書類【様式第4号】

⑤ 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類の写し

⑥ 登記事項証明書（3か月以内に取得したもの）の写し

⑦ 応募者の業務実績等を説明する書類（直近2事業年度分）【様式第5号】

⑧ 決算に関する書類（収支決算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに相当する書類）
（直近2事業年度分）

⑨ 国税及び地方税に関する納税証明書（過去1年分の未納がないことの証明書）

⑩ 誓約書【様式第6号】

NPO活動支援事業

① 応募書【様式1】

② 企画提案書【様式2】

③ 収支計画書【様式3】

④ 事業実績（NPO活動支援の実績がわかる資料）

・提出書類部数 正本1部 副本7部（副本は複写可）

・留意事項

ア) 応募書類は、日本工業規格のA4サイズとします。

イ) 応募に際して必要となる費用は、全て応募者の自己負担となります。

ウ) 提出された応募書類一式は返却しません。また、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。

エ) 応募書類に虚偽又は不正の内容があった場合は、無効となります。

オ) 応募書類は、宮崎県情報公開の規定に基づく開示請求により、個人に関する情報又は団体の正当な利益を害するおそれのある情報等を除き、開示の対象になることがあります。

9 業務受託者の決定に関する事項

(1) 審査（決定）方法

審査要件の適合、その他形式的要件についての書類審査を踏まえ、(2)に示す審査基準に基づき審査会(プレゼンテーション及びヒアリング)を実施し、最も優れた応募者(1者)をセンター事業の業務委託者として決定します。プレゼンテーション等は平成31年3月15日(金)に予定しています。

なお、審査結果については、各応募者にお知らせします。

(2) 審査基準

審査基準	審査内容	配点
協働推進事業(センター事業)		
事業目的を踏まえ、具体性・独自性に富み、効果・発展が期待されるものであること。	<p>多様な主体による協働・地域づくり・NPOに関する現状と課題について深い見識を有し、センターが果たす役割についての確に認識しているか。</p> <p>提案内容は、具体的で、独自性のある優れたものとなっているか。</p> <p>提案内容は、幅広く県民や団体などを対象としたものであるか。</p> <p>提案内容は、関係団体と連携・ネットワーク化を図りながら、多様な主体による協働、地域づくり・地域活性化、NPO活動の推進に資するものとして期待されるか。</p> <p>中長期的な考えに基づく、提案内容の必要性、目標、期待される効果等が具体的に提案されているか。</p> <p>事業内容の実施による効果が、業務期間終了後も、波及、発展していくことが期待されるか。</p>	30
提案内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力等を有するものであること。	<p>過去の事業等において優れた実績を有しているか。また、継続的、安定的に運営することが可能な財政的基盤はあるか。</p> <p>業務実施に必要な体制に確保(適正な人員配置、有能なスタッフの配置)が見込まれるか。</p> <p>業務実施日及び業務実施時間は、県民にとって利便性が高いものとなっているか。</p> <p>事業の推進について適切な進行管理が期待されるか。</p>	20
業務実施に係る経費の効率化を図るものであること。	<p>収支予算書の内容及び積算(単価、数量)は、適切で効率的なものとなっているか。</p>	5
NPO活動支援事業		
事業目的を踏まえ、具体性・独自性に富み、効果・発展が期待されるものであること。	<p>提案内容は、具体的で、独自性のある優れたものとなっているか。</p> <p>提案内容は、様々な活動分野のNPOを対象としたものであるか。</p> <p>専門的・具体的な相談に対するアドバイザー等が確保できるか。</p> <p>県内の中間支援組織の機能強化やネットワークの構築が図れるか。</p> <p>中間支援組織のネットワークを活用し、当センターが核となり、全県的な課題を解決する新たな基盤づくりへの取り組みが図れるか。</p> <p>企画力等の向上などNPO等の職員の人材育成が図れるか。</p> <p>活動資金等の調達を目指すNPO等の育成及び支援などサポート体制構築が図れるか。</p>	20
提案内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力等を有するものであること。	<p>過去の事業等において優れた実績を有しているか。</p> <p>業務実施に必要な体制の確保(適正な人員配置、有能なスタッフの配置)が見込まれるか。</p> <p>業務実施日及び業務実施時間は、県民にとって利便性が高いものとなっているか。</p> <p>事業の推進について適切な進行管理が期待されるか。</p>	20
業務実施に係る経費の効率化を図るものであること。	<p>収支予算書の内容及び積算(単価、数量)は、適切で効率的なものとなっているか。</p>	5
合 計		100

(3) 募集及び審査の効力

平成31年度「みやぎき NPO・協働支援センター事業」に係る予算については、平成31年度当初予算案を平成31年2月定例議会に提案中であるため、この事業に係る予算案が可決となり、予算執行が可能となった場合に効力が生じるものとします。

10 契約及び業務実施等

(1) 契約

県と決定した業務受託候補者による打合せを行い、委託契約を締結します。

打合せに際し、県と業務受託候補者の双方の合意に基づき、提出していただいた企画提案の軽微な変更等を行う場合があります。

なお、契約手続に要する費用は、業務受託候補者の負担とします。

(2) 契約保証金

契約保証金は、契約額の10パーセント以上とし、契約前に納付していただきます。業務を履行し、検査に合格した後、契約保証金を全額返還いたします。

なお、業務受託者が過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金が免除されます（宮崎県財務規則（昭和39年規則第2号）第101条）。

(3) 業務の実施

業務受託者は、委託契約に基づき業務を実施し、業務の内容等について、県と十分打合せを行いながら、業務の目的の達成に努めることとなります。

・連絡会合は、毎月1回程度行うこととします。

・連絡会後は、受託者が作成した月例報告書を基に、受託者が前月の業務実施状況及び今後のスケジュール等について県に説明した上で、翌月以降の業務の進行等について協議することとします。

(4) 事業実績報告書

業務終了後直ちに、活動内容、成果等を記載した事業実績報告書(収支決算書類を含む。)を提出していただきます。

なお、業務受託者から提出された企画提案書の概要及び事業実績報告書については、公表を前提としています。

(5) 法令遵守

業務受託者は、各種法令の遵守、個人情報の保護、守秘義務の遵守等が求められます。

(6) 区分会計の独立と管理口座

業務委託に係る会計について、業務受託者は、自身の法人（又は団体）等、自主事業等の他

の会計と区分独立した経理帳簿類を備えるとともに、独立した預金口座により管理していただくこととなります。

(7) 事務の引継

平成31年度当初から円滑な業務遂行が可能となるよう、平成31年度の業務の受託者は、平成30年度の業務受託者から平成30年度の業務委託の成果等について十分な事務引継等を行っていただきます。

11 スケジュール (予定)

2019年

2月21日(木)	企画募集開始
2月26日(火)	企画募集説明会
2月28日(木)	質問書の受付締切
3月7日(木)	応募書(企画提案書等)の提出期限(午後5時必着)
3月15日(金)	業務受託候補者選定のための審査
3月19日(火)	業務受託者の決定・公表
4月1日(月)	委託契約締結・業務開始

2020年

3月	事業期間終了、実績報告書の提出
----	-----------------

12 問い合わせ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課 協働推進担当

電話：0985-26-7048

ファックス：0985-20-2221

電子メール：seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp